

福 号 外
平成23年 5月11日

本 庁 各 課 (室) 長
各 地 方 機 関 の 長
各 教 育 機 関 の 長
各市町村立小・中・特別支援学校長

殿

宮城県教育庁福利課長
(公印省略)

子ども手当受給者等に係る状況確認について(通知)

このたび、東北地方太平洋沖地震(以下「震災」という。)により被害を受けられました皆様には心からお見舞い申し上げます。

子ども手当において、安否不明となっている受給者及び子ども(以下「受給者等」という。)は、事実が生じた日付けで、手当の減額改定または支給事由消滅の処理をする取扱いとしております。今回の震災により安否不明となっている受給者等につきましては、現時点ではその処理を行わず、事実が発生した日の翌月分から子ども手当の支払いを一時留め置く取扱いとします。

つきましては、受給者等の状況について下記のとおり報告願います。

なお、安否不明となっている受給者等の平成23年6月の定期支払月には、平成23年2月分から3月分の手当が支払われますので、該当職員等へ周知いただくとともに、報告後に状況が変更となった場合は、当課担当者あて連絡願います。

また、事実が生じた日から安否不明の期間が3か月を経過した場合は、受給者(子ども)の受給資格(要件)は消滅します。この場合、3か月を経過した後15日以内に配偶者等が認定請求の手続きを行えば、平成23年4月分に遡って手当が支給されますので承知願います。

記

1 提出書類

(1) 子ども手当受給者等の状況一覧(裏面様式)

この様式のみ提出する場合は、メール・FAXでの報告も可。

(2) 額改定届または支給事由消滅届(該当者のみ)

イ 子どもが死亡したことにより受給額が減額となった者・・・額改定届(様式第8号)

ロ 子どもが死亡したことにより受給要件が消滅した者・・・支給事由消滅届(様式第13号)

事実が確認できる書類の写しを添付すること。

3 提出期限 平成23年5月20日(金)

4 その他 各様式は福利課ホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

担当:企画管理班 高橋
TEL:022-211-3672
FAX:022-211-3695
Email:takahashi-mi970@pref.miyagi.jp

